

神奈川県立横須賀大津高等学校  
たちばな会会則(案)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、神奈川県立横須賀大津高等学校たちばな会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を神奈川県立横須賀大津高等学校内におく。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と修養を図り、併せて母校と社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の諸事業を行う。

1. 会員名簿の作成
2. 会報の発行
3. 懇親会、講演会等の会員交流会の開催
4. 母校に対する後援
5. その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 横須賀町豊島町組合立横須賀高等女学校、横須賀市立横須賀高等女学校、神奈川県立横須賀高等女学校、神奈川県立横須賀女子高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校の卒業生及び同、補習科、選修科、専攻科、研究科、家政科の修了生、併設中学校の卒業生
2. 前号で掲げる学校に在学した者(前号で掲げる者を除く。)で、常任幹事会において承認を得た者
- 2 本会の特別会員および準会員を、次の通りとする。
  1. 特別会員 同校現職員並びに同校旧職員
  2. 準会員 神奈川県立横須賀大津高等学校在校生

第3章 役員及び幹事

(役員及び幹事)

第6条 本会に、次の役員及び幹事を置く。

1. 名誉会長 1名
2. 顧問 若干名
3. 会長 1名
4. 副会長 3名以内
5. 庶務 3名以内
6. 会計 3名以内
7. 常任幹事 若干名
8. 学年幹事 各学年代表
9. 会計監査 2名

(役員及び幹事の選出)

第7条 役員及び幹事の選出は、次の通りとする。

1. 名誉会長は現職校長とする。
2. 顧問は原則として会長経験者とする。
3. 会長、副会長及び会計監査は、会員の中から推薦委員会が候補者を推薦し、常任幹事会を経て、総会において承認する。
4. 庶務及び会計は会長が推薦し、総会において承認する。
5. 常任幹事は幹事会の互選、及び役員の推薦による若干名並びに本会会員の現職員とし、総会において承認する。
6. 学年幹事は各学年度卒業生、修了生より、各学年2名を選出する。

(役員及び幹事の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再選または再任を妨げないが3期までを上限とする。

- 2 常任幹事の任期は、役員に準ずる。

3 学年幹事の任期は、各学年に一任する。

4 会計監査の任期は、役員に準ずる。

5 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は辞任または任期満了後の場合において後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

(役員及び幹事の任務)

第9条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 名誉会長は役員会及び幹事会に出席して参考意見を述べることができる。
2. 顧問は会長の諮詢に応じる。
3. 会長は本会を代表し、これを掌握する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。
5. 庶務は会務を処理する。
6. 会計は金銭の出納及び保管にあたる。
7. 常任幹事は本会事業の企画並びにその運営にあたる。
8. 学年幹事は各学年の処務を担当し、本会事業の運営に協力する。
9. 会計監査は本会の会計を監査する。

第4章 会 議

(会 議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会、常任幹事会及び学年幹事会とする。

2 議事は、この会則に定めのあるもの他は、出席会員の過半数をもって決める。

(総 会)

第11条 総会は定期総会と臨時総会とする。

2 定時総会は毎年4月29日を開催し、次の事項を審議する。

1. 事業報告及び会計決算報告
2. 事業計画及び予算案
3. 役員及び常任幹事の承認
4. その他必要な事項

3 臨時総会は必要に応じて会長が招集する。

(役員会、常任幹事会及び学年幹事会)

第12条 役員会、常任幹事会は必要に応じて会長が招集する。

2 学年幹事会は会長が招集し、年1回以上開催する。

第5章 会 計

(会 計)

第13条 本会は入会金、会費、寄付金、その他の収入をもって運営する。

2 準会員は入会金及び終身会費を卒業時に一括納入する。第5条1項2号の規定にて入会をする者は、入会金及び終身会費を承認時に一括納入する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 改 正

(会則の改廃)

第15条 この会則の改廃については、総会において出席会員の三分の二以上の賛成を必要とする。

第7章 附 則

(規 定)

第16条 本会会員の慶弔については、別に定める慶弔規定による。

(細 则)

第17条 本会会則を施行するに必要な推薦委員会細則は別に定める。

(昭和54年4月改訂)

(平成6年4月改訂)

(平成11年4月改訂)

(平成14年4月改訂)

(平成19年4月改訂)

(平成28年4月改訂)

(平成29年4月改訂)